

新型コロナウイルスの影響により、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆様へ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する

総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

◆対象世帯

令和3年3月末までの間に、緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯。

◆申込みにあたっての注意事項

- ① 申請窓口の混雑による新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、**郵送のみの対応**とします。

※記入スペースはありませんので、直接窓口へお越しいただくことはおやめください。

- ② 申請が集中するため、入金日に関するお問合せについては、お答えできませんのでご了承ください。

◆受付期間

令和3年3月31日（水）受付終了

（令和3年3月31日消印有効）

【お問合せ先】

〒522-0041 彦根市平田町670
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域福祉課 生活相談支援係
tel 0749-22-2821 fax 0749-22-2841

※提出書類や記入方法等は、裏面を参照ください。

◆貸付上限額

- ・複数人世帯の場合 20万円以内/月 × 3月以内
- ・単身世帯の場合 15万円以内/月 × 3月以内

◆提出書類および記入方法

※各記入例を参考に、必要な箇所への記入や署名をお願いします。

1) 再貸付にかかる状況確認シート

→前回の申請時以降の変化や収入状況、就労状況などを記入し、最後に、“本人による署名”をお願いします。

※この書類の提出をもって、自立支援機関（彦根市社会福祉課）への相談とし自立支援機関（彦根市社会福祉課）に提供します。

※状況等によっては、担当者から内容の聴取りの連絡をすることがあります。

2) 総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書

→氏名や住所、連絡先等を記入し、記載内容を確認の上、最後に、“本人による署名”をお願いします。

※「自立相談支援機関への相談状況」は、アに○をして、申込書の記入日＝相談日としてください。

3) 借用書（再貸付）

→上記の貸付上限額を参考に、借用金額や月額、期間を記入し、住所、氏名（署名）、生年月日、貸付金の償還（期間・方法）について、それぞれ記入をお願いします。

◆提出方法

上記の1)～3)の書類をまとめて、同封の返信用封筒に入れて、郵送してください。

◆その他

- ・提出のあった書類に記入誤り等があった場合は、担当者より電話連絡します。
- ・郵送による提出が難しい場合は、問合せ先までご連絡ください。